

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業分野と福祉分野の連携（以下「農福連携」という。）を推進し、障害者の農業分野での活躍を通じた社会参画を実現するため、障害福祉サービス事業所等と農福連携事業を行う農業者に対し、予算の範囲内において奨励金を支給することにより、障害者の就労機会の確保及び地域農業の持続的発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 自身が所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有している市内の農地で、農業経営を行う個人又は法人をいう。
- (2) 障害福祉サービス事業所等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた者（法第5条第7項に規定する生活介護、法第5条第14項に規定する就労移行支援及び法第5条第15項に規定する就労継続支援に限る。）が運営する事業所、法第5条第28項に規定する地域活動支援センター、又は千葉市長が特に必要と認める市内の通所施設をいう。
- (3) 農作業等 市内で実施する農作業の他、袋詰め等の出荷調整作業、加工作業その他の「農」に関連する作業であり、農業者のほ場、障害福祉サービス事業所その他作業場で実施されるものをいう。
- (4) 農福連携事業 農業者と障害福祉サービス事業所等が連携し、契約書、覚書又は同意書その他これに準ずる書面を取り交わした上で行う農作業等に関する取組をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、障害福祉サービス事業所等と連携して農福連携事業を行う農業者であり、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 連携する障害福祉サービス事業所等と資本的な関係又は役員を兼務する等人的な関係がないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。
- (4) 事業実施に係る効果等について、市の調査に協力すること。

(奨励金支給対象事業の要件)

第4条 奨励金支給対象事業は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市の会計年度内に実施される農福連携事業であること。
- (2) 当該農作業等の現場に、障害福祉サービス事業所等に配置されるべき職員1人以上かつ利用者1人以上が参加すること。
- (3) 農作業等の時間が1日当たり1時間以上であること。
- (4) 農業者側に、受入れ態勢が整っていることを市長が認めたものであること。
- (5) 奨励金の支給は、同一年度において1農業者につき1件の取組及び申請を限度とする。
- (6) 過去に本奨励金の支給対象となった障害福祉サービス事業所等と同一の障害福祉サービス事業所等と連携して行う取組は、年度にかかわらず支給対象としない。
- (7) 同一の取組について、国、県又は市の補助金その他これに類する給付を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、農福連携事業の実施日数に応じて算定するものとする。1日当たり3,000円とし、同一の農業者が奨励金を受けることができるのは年度内に30日以内(上限90,000円)とする。

(計画承認申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者は、農福連携事業の開始前又は開始後1か月以内に、農業分野における千葉市農福連携奨励金計画承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 契約書、覚書、同意書その他連携の内容を確認できる書面の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(計画承認通知)

第7条 市長は、前条の規定による計画承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支給対象者に対し、農業分野における千葉市農福連携奨励金計画承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 支給対象者が、前条の規定による計画承認通知を受けた内容を変更(奨励金支給目的及び事業効果に関連のない計画の細部の変更及び奨励金支給対象見込日数の減を除く。)、又は中止・廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 支給対象者が、前項の規定により承認を受けようとするときは、農業分野におけ

る千葉県農福連携奨励金計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった際には、その内容を審査し、適当と認めるときは、支給対象者に対し、農業分野における千葉県農福連携奨励金計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告及び支給請求）

第9条 第7条又は第8条における計画（変更）承認通知を受けた者は、事業完了後、当該年度の3月末日までに、次に掲げる書類を添えて、農業分野における千葉県農福連携奨励金実績報告書（様式第5号）を市長に提出するとともに、農業分野における千葉県農福連携奨励金支給請求書（様式第6号）により、奨励金の請求を行うものとする。

なお、契約等の期間中に、奨励金支給対象日数に達する農作業等を実施した場合は、当該日をもって事業が完了したものとみなすことができる。

- （1）農福連携日誌（事業実施日時、連携した障害福祉サービス事業所等従事人数（職員及び利用者）、実施内容が確認できる書類）
- （2）有償の契約等の期間が完了している場合、対価支払いが確認できる書類
- （3）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（計画承認の取消）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により計画承認を受けた場合、第3条又は第4条の要件を満たしていないことが判明した場合は、計画承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による通知は、農業分野における千葉県農福連携奨励金計画承認取消通知書（様式第7号）によるものとする。

（奨励金の返還命令）

第11条 市長は、前条の規定により計画承認を取り消した場合は、奨励金を返還させることができる。

- 2 前項の規定による返還命令は、農業分野における千葉県農福連携奨励金返還命令書（様式第8号）によるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

農業分野における千葉市農福連携奨励金計画承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名

（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり計画の承認を申請します。

記

- 1 事業の名称：農業分野における千葉市農福連携事業
- 2 事業の内容：
- 3 事業の実施場所：
- 4 実施予定期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
- 5 連携する障害福祉サービス事業所等の概要

| | |
|------------|----------------|
| 施設等の名称 | |
| 所在地 | |
| 担当者・連絡先 | |
| 参加予定人数（平均） | 職員（ ）人・利用者（ ）人 |

- 6 添付書類：連携する障害福祉サービス事業所等と交わした契約書、覚書、同意書その他連携内容を確認できる書面の写し
- 7 誓約及び同意：下記事項を守ることを誓約します。また、誓約した事項に誤りがあることが判明した場合には、支給された奨励金を全額返納することに同意します。（□にチェックしてください。）

記

- 「農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱」第3条及び第4条の要件各号に該当していることを誓約します。その他の関係法令も遵守します。
- 同要綱第3条第1項の要件を審査するため、千葉市経済農政局農政部農業経営支援課が、当社（個人又は個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

千葉市長

印

農業分野における千葉市農福連携奨励金計画承認通知書

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第7条の規定により、下記のとおり計画を承認したので通知します。

記

- 1 支給対象事業の名称： 農業分野における千葉市農福連携事業
- 2 事業の内容：
- 3 事業の実施場所：
- 4 実施予定期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
- 5 連携する障害福祉サービス事業所等：

| | |
|---------|----------------|
| 施設等の名称 | |
| 所在地 | |
| 担当者・連絡先 | |
| 参加予定人数 | 職員（ ）人・利用者（ ）人 |

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

農業分野における千葉市農福連携奨励金計画変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名

（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり計画変更（中止・廃止）の承認を申請します。

記

1 事業の名称：農業分野における千葉市農福連携事業

2 変更の内容：変更前

変更後

3 変更の理由：

4 変更（中止・廃止）事由発生日：

5 添付書類：変更（中止・廃止）に伴う関係書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

千葉市長

印

農業分野における千葉市農福連携奨励金計画変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け変更（中止・廃止）承認申請のあった農業分野における千葉市農福連携奨励金計画について、下記のとおり承認したので、農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 支給対象事業の名称： 農業分野における千葉市農福連携事業
- 2 事業の内容：
- 3 事業の実施場所：
- 4 実施予定期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
- 5 連携する障害福祉サービス事業所等：

| | |
|---------|----------------|
| 施設等の名称 | |
| 所在地 | |
| 担当者・連絡先 | |
| 参加予定人数 | 職員（ ）人・利用者（ ）人 |

（あて先）千 葉 市 長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名

（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

農業分野における千葉市農福連携奨励金実績報告書

| | |
|---------------------------|--|
| 実施事業の名称 | 農業分野における千葉市農福連携事業 |
| 事業の実施場所 | |
| 実施日及び時間・ 参加者数（職員・利用者別） | 実施期間： 月 日～ 月 日 実施日数： 日間 ※実施時間、事業に参加した障害福祉サービス事業所等の職員・利用者の人数他、詳細は別添農福連携日誌のとおり |
| 実施内容（作業内容等） | |
| 備考 | |

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所

氏名 _____（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給請求書

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 計画承認を受けた日数 日間
- 2 実績日数 日間
- 3 請求額： 円 （実績日数×3,000円、 上限90,000円）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

様

千葉市長

印

農業分野における千葉市農福連携奨励金計画承認取消通知書

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり奨励金の計画承認を取り消したので通知します。

記

- 1 計画承認を取り消す事業の名称： 農業分野における千葉市農福連携事業
- 2 計画承認日： 年 月 日
- 3 取消理由：

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

様

千葉市長

印

農業分野における千葉市農福連携奨励金返還命令書

農業分野における千葉市農福連携奨励金支給要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり奨励金の返還を命じます。

記

- 1 返還対象事業の名称： 農業分野における千葉市農福連携事業
- 2 返還額： 円
- 3 納付期限： 年 月 日